

魚沼市高齢化対策移動販売事業燃料費支援補助金交付要綱

令和6年8月16日

告示第226号

(趣旨)

第1条 市長は、市街地等から遠距離のため、食料品等の購入が困難な地域で暮らす高齢者の買物の機会を確保することを目的として、それらの地域で移動販売を行う事業者に対し、当該移動販売に使用する車両の燃料費の一部を予算の範囲内で補助するものとし、その交付に関しては、魚沼市補助金等交付規則(平成16年魚沼市規則第50号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 買物困難集落 市街地から遠距離であり、商店、スーパーマーケット又はコンビニエンスストア等がなく、かつ、高齢化率が著しく高い集落で、市長が認めた次の表に定める集落をいう。

広神地域	中子沢 三ッ又 大芋川 滝之又 越又
守門地域	福山新田 高倉
入広瀬地域	中手原 横根 田小屋 芋鞘 大白川

(2) 移動販売 あらかじめ巡回するコース及び時間を設定し、食肉、魚介類、乳類その他の食料品を移動して販売するための設備を設けた車両(以下「移動販売車」という。)を使用して、買物困難集落で食料品等を市民に販売すること(ただし、特定の販売品目のみの販売は除く。)をいう。

(3) 事業者 次に掲げるいずれかの者をいう。

ア 市内に事務所又は事業所を有する法人又は個人事業主

イ 市内の商業者を中心とした組織

ウ 市内のコミュニティ協議会

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する事業者とする。

(1) 買物困難集落へ週1回以上定期的に移動販売を行うこと。

(2) 新たに買物困難集落から要請があった場合に、移動販売の対応をすることができること。

(3) 市税の滞納がないこと。

(4) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)その他移動販売業務に係る法令を遵守すること。

(補助対象経費等)

第4条 この補助金の対象となる経費等は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、補助対象経費が国、県その他の補助事業の補助対象となっている場合にあつては、補助対象外とする。

補助対象 経 費	補助率	買物困難集落に おける稼働日数	1月に訪問 する買物困 難集落数	補助上限額	
移動販売車に 係る燃料費 (消費税及び 地方消費税相 当額を除 く。)	3分の2 以内の 額	月4日以上8日未満	4集落未満	10,000円	左記の上限額 に事業を実施 した実稼働月 数を乗じた額 を限度額とす る。
		月8日以上16日未満		15,000円	
		月16日以上		20,000円	
		月4日以上8日未満	4集落以上	20,000円	
		月8日以上16日未満		25,000円	
		月16日以上		30,000円	

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、高齢化対策移動販売事業燃料費支援補助金交付申請書(様式第1号)を、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

(交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておかなければならないこと。

(2) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。

(軽微な変更の範囲)

第7条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更とは、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

(1) 補助対象経費の総額の3分の1に相当する金額以内の変更

(2) 補助金の増額を伴わない変更

2 規則第6条第1項第1号又は第2号の規定により市長の承認を受ける場合においては、高齢化対策移動販売事業燃料費支援補助金変更(廃止)申請書(様式第2号)を、市長に提出しなければならない。

(補助金の実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、高齢化対策移動販売事業燃料費支援補助金実績報告書(様式第3号)を、事業の完了した日から起算して1月を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い期日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該実績報告に係る書類を審査し、当該補助金の交付の決定の内容に適合するものと認めるときは、補助金を交付するものとする。ただし、連続する3月分以上の運営があった場合は、年度の途中であっても事業の運営状況及び経費実績に応じた補助金を概算払することができる。

2 前項の規定により概算払を受けようとするときは、高齢化対策移動販売事業燃料費支援補助金概算払請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第10条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 補助金の交付条件に違反したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助事業者に当該取消しに係る補助金を交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年8月16日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

(この要綱の失効に伴う経過措置)

3 この要綱の失効の時において、規則第5条に規定する補助金の交付の決定を受けた者については、第10条の規定は、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

魚沼市長 様

(申請者)住 所
事業所名
代表者名

高齢化対策移動販売事業燃料費支援補助金交付申請書

高齢化対策移動販売事業支援補助金の交付を受けたいので、魚沼市高齢対策移動販売事業燃料費支援補助金交付要綱第5条の規定により申請します。また、市税の納税状況を確認するため、税務情報を照会することに同意します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 事業計画 別紙1事業計画書のとおり
- 3 添付書類
 - (1) 事業計画書(別紙1)
 - (2) 補助対象経費が確認できる書類(燃料費試算表など)
 - (3) 食品衛生法第55条による許可書の写し又は同法第57条による届出書の写し(既に移動販売事業を実施している者のみ)
 - (4) 移動販売事業をするルートを示す地図
 - (5) 市税の納税証明書(税務情報を照会できない場合のみ)
 - (6) その他市長が必要と認める書類

事業ニーズの把握状況	
セールスポイント	
採算確保のための工夫	
今後の展望	

(3) 補助対象事業の内訳

燃料費の支出見込(1月間)	(※当該事業に係る分)
走行距離(見込)	km
燃料使用料	円

様式第2号(第7条関係)

年 月 日

魚沼市長 様

(申請者)住 所
事業所名
代表者名

高齢化対策移動販売事業燃料費支援補助金変更(廃止)申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった補助事業について、次のとおり変更(廃止)したいので、魚沼市高齢化対策移動販売事業燃料費支援補助金交付要綱第7条第2項の規定により申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 補助事業に要する経費及び補助金の変更額

(単位：円)

変更前		変更後	
補助対象経費	補助金所要額	補助対象経費	補助金所要額

4 変更後の事業計画書

別紙事業計画書のとおり

(注) 別紙は、様式第1号の別紙1に準じて作成するものとし、変更しようとする内容が明らかになるよう内容を記載すること。

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

魚沼市長 様

(申請者)住 所
事業所名
代表者名

印

高齢化対策移動販売事業燃料費支援補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業が完了したので、
魚沼市高齢化対策移動販売事業燃料費支援補助金交付要綱第8条の規定により事業の実績
を報告します。

記

1 事業実績 別紙2収入支出内訳書のとおり

2 補助金所要額

金	円

算出根拠	
補助対象経費	円 × 2/3 = 円

3 補助金の振込先

金融機関名	(銀行・信用組合・金庫・農協)			(本店・支店・支所)
口座名義	口座番号	普通	当座	

4 添付書類

- (1) 収入支出内訳書(別紙2)
- (2) 移動販売事業月報(別紙3)
- (3) 補助対象経費が確認できる書類(移動販売車の燃料費の領収書の写し及びその内訳
がわかる書類の写し)
- (4) 振込先が確認できる書類(通帳の写し)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(別紙2)

収入支出内訳書

1 事業費の運営費

月	稼働 日数	買物困難 集 落 訪 問 数	月補助対象経費 (燃料費) 【a】	補助率 【b】	【a×b】	補助金所要額 【=a×b又は 上限額】
4月	日	件	円	2/3	円	円
5月	日	件	円		円	円
6月	日	件	円		円	円
7月	日	件	円		円	円
8月	日	件	円		円	円
9月	日	件	円		円	円
10月	日	件	円		円	円
11月	日	件	円		円	円
12月	日	件	円		円	円
1月	日	件	円		円	円
2月	日	件	円		円	円
3月	日	件	円		円	円
年合計	日	件	円		円	円

(別紙3)

移動販売事業月報(月分)

1 巡回コース ※買物困難集落に○をつけること。

- A
- B
- C
- D

2 実施状況(1台当たり)

日付	曜日	行先(コース)	利用人数(人)	走行距離(km)	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
合計					

魚沼市長 様

(申請者)住 所
名 称
代表者



高齢化対策移動販売事業燃料費支援補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった魚沼市高齢化
対策移動販売事業燃料費支援補助金の概算払を受けたいので、魚沼市高齢化対策移動販売事業
燃料費支援補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

交付決定額(A)	円
既概算払額(B)	円
今回請求額(C) (A) × %	円
差引残高 (A) - (B) - (C)	円

注 請求金額は、千円未満を切り捨てとすること。

2 概算払の理由

3 請求金額振込先

金融機関名 本支店名
口座種別 口座名義(カナ)
口座番号

4 添付書類

- (1) 収入支出内訳書(別紙2)
- (2) 移動販売事業月報(別紙3)
- (3) 補助対象経費が確認できる書類(移動販売車の燃料費の領収書の写し及びその内訳
がわかる書類の写し)
- (4) 振込先が確認できる書類(通帳の写し)
- (5) その他市長が必要と認める書類